

敷地の取扱いについて

敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。また、道路斜線制限（法第 56 条の規定による建築物の各部分の高さ制限）や 2 項道路（法第 42 条第 2 項の道路）内の建築制限（法第 44 条の規定による道路内の建築制限）等の適用を逃れるために、土地を分割して他人名義の土地とした場合であっても、分割した部分が帯状で独立した用途が困難と認められる場合等、実態上連続した土地であれば、これらの土地は一団の土地として取り扱う。

施行日

この取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。